

「新潟市墓地，埋葬等に関する条例施行規則」の一部改正（案） 及び「（仮称）新潟市墓地等指導要綱」（案）の概要（素案）

1 現行の制度

「墓地，埋葬等に関する法律」では，墓地等の管理及び埋葬等は国民の宗教的感情に適合し，公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるべきとしており，墓地等を経営しようとする者は許可を受けなければならないとされています。

このような法の趣旨に基づき，本市では，平成12年に地方分権一括法の施行に際し，「新潟市墓地，埋葬等に関する条例」を制定し，許可の基準（経営主体の要件），設置場所の基準（人家等からの距離，用地の所有権），構造設備の基準（塀等の設置等），管理の基準を定めています。

2 改正の経緯

墓地は市民生活にとって必要な公共的施設であり，その経営は永続的な維持管理が必要です。条例第2条（経営許可の基準）では，地方公共団体等を原則とし，市長が特別の事由があると認める場合は，宗教法人及び公益法人（地方公共団体が全額出資している公益法人を除く。）並びにその他のものに墓地等の経営を許可することができる，と定めています。

これまで，宗教法人に対しては宗教活動の一環として必要な規模を許可してきました。これは，墓地は他用途への転換が困難で，土地利用の観点からも過大な造成や散在は避けるべきであり，また，永続的な管理を行うためには安定的な経営が望まれるためです。

しかしながら，現行条例，規則では宗教法人等に対する許可基準について明確化されていないことから，条例施行規則の一部改正及び要綱の制定を行うものです。

3 条例施行規則の改正及び要綱（案）の概要（素案）

（１）許可できる「特別な事由があると認める場合」を規定する。（規則）
墓地について（箇条書きの項目はすべてに合致すること）

経営主体		（案）
宗教法人	一般的な墓地 （事業型墓地以外）	ア 法人の所在地が市内であること。（変更許可（拡張）を除く） イ 既存墓地がない又は空きのない状況であること ウ 市内の需要に基づく適正な規模であること。ただし、宗教法人法第 2 条の目的のために小規模な墓地（500㎡程度を要綱で規定）の新設又は拡張する場合を除く。 エ 法人の所在地から 10km 以内の土地
	事業型墓地 （宗教法人法第 6 条第 1 項に規定する公益事業として経営する墓地）	ア 法人の所在地が市内であること（変更許可（拡張）を除く） イ 公益事業の認証を受けていること ウ 既存墓地がない又は空きのない状況であること エ 市内の需要に基づく適正な規模であること
公益法人	市が一部出資している公益法人の墓地	（規制を設けない）
	市が出資していない公益法人の墓地	ア 法人の所在地が市内であること イ 既存墓地がない又は空きのない状況であること ウ 市内の需要に基づく適正な規模であること
その他のもの	地縁団体	許可を受けている墓地又は法施行（昭和 23 年 6 月 1 日）以前から存在している墓地を構成員やその親族のために使用する場合
	個人	所有者等の死亡により、許可を受けている墓地又は法施行（昭和 23 年 6 月 1 日）以前から存在している墓地を引き継ぐ場合

すべてに共通：災害，公共事業のためのやむを得ない移転の場合

納骨堂について

経営主体	(案)
宗教法人	予定地が既存墓地の区域内又は寺院等の敷地内であること
公益法人	法人の所在地が市内であること

火葬場について（箇条書きの項目すべてに合致すること）

経営主体	(案)
宗教法人	ア 法人の所在地が市内であること。
公益法人	イ 市内の需要に基づく適正な規模であること。

《主な理由》

- ア 墓地は過大な造成とならないよう、需要見込みが十分である必要があるため、既存の墓地の空きがない場合に、市内の需要に基づく適正な規模であることとする。
- イ 組織・管理体制の把握のため、法人の所在地が市内にある宗教法人、公益法人であることとする。
- ウ 宗教法人（事業型墓地以外）の墓地は近隣に所在することが望ましいので、新たに墓地とする用地は法人の所在地から10キロメートル以内の土地とする。
- エ 宗教法人、公益法人以外には墓地の散在を避けるため原則許可しないことを明確化する。

- (2) 事前協議制度を新設し、許可申請前に経営予定者などに必要な指導を行うこととする。(規則)

事前協議制度の概要（要綱）

経営予定者は許可申請の前に事前協議書を提出する。
市長は必要な場合に指導事項を通知する。
経営予定者は指導内容についての回答書を提出する。
適正な場合には、市長は事前協議終了通知をする。
事前協議終了後に変更事項がある場合には、再協議を行う。
事前協議終了通知の有効期限は1年間とする。

(3) その他

- ① 経営許可と変更許可の区分と50メートル以内の人家等^{※2}の同意を必要とする場合について明確化する。(要綱)

	経営許可 (いずれかに該当する場合)	変更許可
該当するケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 ・ 500m²を超える拡張 ・ 既存墓地³の2分の1以上の拡張(面積比) ・ 既存墓地から離れた所への増設 	既存墓地 ³ の2分の1未満の拡張(面積比)
50メートル以内の人家等 ² の同意	要	不要

2 人家, 病院, 老人福祉施設等をいう。

3 経営許可時をいう。

なお, 人家等に該当するかに関らず隣接地の所有者, 使用者の同意については条例第3条により, 申請時の添付書類としております。

- ② 墓地経営者が契約の受付や使用料, 管理料の徴収を他者に行わせる場合に, 申請書類に委託契約書の写しを添付することを追加する。(規則)
- ③ 次の a~c のいずれかに該当する場合に経営者から経営状況に関する書類の提出を求める。(要綱)

- a 宗教法人の経営する事業型墓地
- b 契約受付や使用料・管理料の徴収を他者に行わせている墓地
- c 市が出資していない公益法人が経営する墓地

<p>経営状況に関する書類の内容(会計年度ごとに報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総区画数 ・ 契約区画数及びその収入の額 ・ 区画契約以外の収入の額とその内訳 ・ 契約解除区画数 ・ 末日の未契約区画数とその箇所を示した図面 ・ 財産目録 ・ 貸借対照表 ・ 収支計算書
--

契約受付や使用料・管理料の徴収を他者に行わせている墓地については受託者から次の報告を求める。(要綱)

報告内容: 委託料の受領金額, 受領日, 委託契約書の写し